

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災においては、地震と津波により膨大な量の災害廃棄物が発生している。特に岩手、宮城、福島の前3県の沿岸部においては、約1,800万トンを超える災害廃棄物が発生しているものと推計されている。

多くの被災市町村では、甚大な被害を受け、災害廃棄物の処理が困難だけでなく、人材や技術的知見が不足している。また、県内での処理を最大限進めているものの、県内処理のみでは、岩手県・宮城県においては、目標としている平成25年度末までに処理を終了させることが困難となっており、広域処理が必要となっている。

さらに、広域処理の受入れ地域によっては広域処理に伴う風評被害に対する懸念が強く、広域処理を円滑に進める上で、政府をあげての風評対策に取り組むことを、関係閣僚会合において決定している。

以上を踏まえ、災害廃棄物の被災地での迅速な処理及び広域処理の円滑な実施のため、関係自治体に対する支援や広報等を行う。

2. 事業計画（業務内容）

- (1) 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、被災県に専門家（コンサルタント等）を派遣し、市町村の処理事業を支援するとともに、東北地方環境事務所の職員と専門家が被災自治体を個別に訪問し、災害廃棄物処理に係る指導、助言を直接行う。
- (2) 東北地方環境事務所内に、災害廃棄物の広域的な処理に係る助言・調整を行う機能を設置する。
- (3) 広域処理に関する安全性に対する普及啓発、わかりやすい情報提供、効果的なリスクコミュニケーションを総合的かつ戦略的に進める。
- (4) 災害廃棄物を受け入れる自治体住民の不安を解消するため、放射能測定や広報等に係る支援等を行う。

3. 施策の効果

広域処理と県内処理により、目標としている平成25年度末までの災害廃棄物の処理が終了する。